

## 県民の皆様へ

県内の感染者確認が急増している状況を踏まえ、県民の皆様にも、「島根県の対応」に基づいて、追加のお願いをさせていただきます。

要請の期間は、令和4年1月14日から1月31日までとします。

特にお願いしたい事項について、申し上げます。

### (飲食店等の利用)

1. 飲食店等の利用については、これまでアルコールを伴う飲食に限定して自粛をお願いしていましたが、今後は、アルコールの有無に関わらず、
  - (1) 飲食の際の人数については、8人以下から4人以下に引き下げることにします。
  - (2) 時間については、引き続き、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で2時間以内としてください。
  - (3) 県外の方との飲食についても、アルコールの有無に関わらず、また、県内、県外を問わず、控えて頂くようお願いいたします。ただし、鳥取県(全域)と、生活圏域(通勤、買い物等)に属する広島県・山口県の一部の地域の方々との飲食については、控えて頂く必要はありません。

これらの内容については、今後の感染の状況によって、適宜、見直していきたいと考えています。

### (入院等療養体制の変更)

2. 県内では、感染が急拡大している状況であり、現在の県内の医療提供体制を踏まえ、県の病床確保計画における段階を、最も厳しい第5段階に引き上げることとします。

これに伴い、症状のない方や軽症の方も含め、感染患者全員を入院させるというこれまでの方針を変更しまして、入院は中等症以上の方や、軽症者で重症化リスクのある方を優先して入院してもらうこととします。

今般の感染者の急増に迅速に対応するため、保健所と、DMAT等医師が参画する島根県広域入院調整本部により、患者の症状や家庭の環境などを判断し、入院・宿泊・自宅療養のいずれかにより対応する体制に移行します。

**(基本的な感染対策の徹底)**

3. 事業者の皆様は、業種ごとに実施すべき事項を整理した感染拡大予防のためのガイドラインに基づく感染防止対策を徹底して頂くとともに、県民の皆様には、引き続き「マスクの着用」、「三つの密の回避」、「手洗いなどの手指衛生」など、基本的な感染対策に取り組んで頂くよう、引き続き、お願いします。

令和4年1月13日

島根県知事 丸山達也